

## 第 3 5 7 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年10月 5日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成22年度ハラスメント審査会に係る第 1回調査委員会の議事録（閲覧は原本）

- 2 同年10月19日、実施機関は、本件公開請求に対して、平成22年度ハラスメント審査会に係る第 1回調査委員会の議事録（以下「本件行政文書」という。）を特定し、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年12月10日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書を非公開とした理由として、次のとおり主張している。

本件請求に係る行政文書については、本学が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例第 7条第 1項第 5号に該当するため。

- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 異議申立人は本件処分に対する異議申立書において、「個人情報及び調査方法等は黒塗りであっても、最低限「表題」、「開催日時」及び「開催場所」等は公開し、一部公開とすべきである」と主張している。

- (2) 「平成22年度ハラスメント審査会に係る第1回調査委員会の議事録」については、平成24年7月19日名古屋市個人情報保護審議会答申において以下のように述べられており、議事録の全てを非開示とすべきとされている。
- 「 a 調査委員会については、第1回開催分のみ議事録が作成されているが、これには、今後の調査の方法、対応等が記されている。
- b ハラスメント事案の調査は、関係者の機微に触れる可能性があり、慎重に対処しなければならないことから、これについてどのように対処し、どのような理由の下に方針を選択したかなどを開示すると、当事者等からの信頼を損ない、今後の同種の調査及び審議に支障が生ずるおそれがあると考えられる。
- c したがって、第1回調査委員会の議事録は、条例第20条第1項第7号に該当すると認められる。」

- (3) 上記答申における「条例第20条第1項第7号」とは、個人情報保護条例第20条第1項第7号を指しており、その内容は以下のとおりである。

第20条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない

(1)～(6)省略

(7) 本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、公正又は円滑な実施に支障が生ずるおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及

ぼすおそれ

力 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方  
独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害す  
るおそれ

(8)～(9)省略

(4) 上記答申は異議申立人が行った個人情報開示請求に基づくものであるが、  
第 1回調査委員会の議事録が、「実施機関が行う事務又は事業に関する情  
報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務  
又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」である  
ことについては、行政文書公開制度においても変わりはない。

#### 第 4 異議申立人の主張

##### 1 本件異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開すること  
を求める。

##### 2 本件異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張して  
いる不服申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成24年 7月27日付け決定書による個人情報開示において、「平成22年  
度ハラスメント審査会に係る第 1回調査委員会の議事録」をあたかも存否  
応答拒否の如く、一部どころか全面黒塗りしたものですら開示していない  
が、公開請求対象文書が文字通りの「議事録」であれば、個人情報及び調  
査方法等は墨塗りであっても、最低限「表題」、「開催日時」及び「開催  
場所」等は公開し、一部公開とすべきである。それを全て非公開とするこ  
とは、情報公開制度の対象機関として、前提となる「透明性及び説明責任」  
をないがしろにしており、非公開とした対象文書は「議事録」としての体  
をなしているのか疑わしい。もしくは「議事録」自体不存在で、作成され  
ていないのではないか。

(2) また、平成27年10月23日、請求の内容を「非開示文書を存否応答拒否状  
態とする理由の分かるもの（平成27年10月19日付け行政文書非開示決定通  
知書によって、『平成22年度ハラスメント審査会に係る第 1回調査委員会  
の議事録』を全面非開示としているが、『議事録』であれば、『表題』又  
は『開催日時』等を開示し、一部開示とするか、全面墨塗りでも開示すべ

きである。) 」との請求をしたが、名市大は、同様に非公開決定した。

(3) 明らかに「一部公開」できる対象文書を「全面非公開」とすることは、実施機関の明らかな隠蔽行為であり、名市大の当該非違行為を正当化しようとする弁明意見書は法令違反の上塗りである。

(4) 議事録の日時も出せないというのはおかしい。それ以外を全て黒塗りにすればいいのではないか。それすらも出せないというならば、それは議事録と言えるのか。そもそも議事録自体存在していないのではないか。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件行政文書について

(1) 本件行政文書は、平成22年度ハラスメント審査会に係る第 1 回調査委員会の議事録である。

本件行政文書には、日時、場所（以下「本件情報①」という。）、出席者（以下「本件情報②」という。）、議事内容（以下「本件情報③」という。）、標題、小見出し（以下「本件情報④」という。）が記されている。

このうち本件情報③には、今後の調査の方法、対応等が記載されている。

(2) ハラスメント審査会及びハラスメント調査委員会について

ア 実施機関は、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定め、ハラスメントに係る相談を受ける窓口や、人権擁護及びハラスメント対策の観点から事態

を客観的に把握・判断し、適正な手続きに則って解決を行うハラスメント対策委員（以下「対策委員」という。）のほか、ハラスメントに関する処分案を審議するためハラスメント審査会を設置している。

イ ガイドライン第 2 ハラスメントの定義によると、ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、モラル・ハラスメント、妊娠・出産等及び育児・介護休業等に関するハラスメントを含む人格を傷つける行為、又は人権を侵害する行為をいうとされている。

ウ ハラスメント審査会及びハラスメント調査委員会における、ハラスメント事案の調査の流れは次のとおりである。

(ア) ハラスメント相談者が相手方の処分を望む場合、ガイドラインに基づきハラスメント調査委員会が設置される。

(イ) ハラスメント調査委員会は、事案ごとに指名又は推薦された委員により構成されており、ハラスメント申立人（以下「申立人」という。）の主張及び原因事実について整理し、申立人に対して事情聴取を実施する。また、ハラスメント事案の相手方及び関係者に対して個別に事情聴取を実施する。それらに基づき事実認定を行う。

(ウ) 認定できた事実が、ハラスメントに該当するかガイドラインなどをもとに評価を行う。ハラスメントに該当すると評価された場合、加害者や管理監督者の処分案について検討がなされる。

(エ) ハラスメント調査委員会における審議が終了すると、当該事案を担当した対策委員及びハラスメント調査委員会の委員長である実施機関の副理事長に対してハラスメント調査委員会から報告がなされる。

(オ) 調査委員会の報告を受け、ハラスメント事案を担当した対策委員から副理事長に意見の報告がなされる。

(カ) 副理事長は、意見及びハラスメント調査委員会の検討結果をハラスメント審査会に対して報告する。ハラスメント審査会はその報告を受けて処分案を審議する。

#### 4 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

(1) 本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障を及ぼす場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書は、上記 3のとおり、実施機関のハラスメント審査会に係る調査委員会の議事録であることから、実施機関が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

(3) 実施機関は、本件行政文書を公開することで、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張するので、この点について判断する。

#### (4) 本件情報①について

ア ハラスメントに関する相談は、個人の内心や名誉に関わる機微な情報であるため、特に慎重に判断すべきであり、特定の日時又は特定の場所でハラスメント調査委員会が設置されていたという事実が明らかになることで、当該事実を端緒として実施機関の教職員、学生、関係者等が当該ハラスメント事案の当事者を探索し、また、実施機関内で公になっている他の情報と照合する等により当該ハラスメント事案の当事者が推測されるおそれがあると認められる。その結果、関係者がハラスメント等について申告することや調査に応じることに委縮し、実施機関が情報を十分に収集することが困難となるおそれがあることが認められる。

イ したがって、本件情報①は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

#### (5) 本件情報②について

ア ハラスメントに関する相談は、個人の内心や名誉に関わる機微な情報であるため、特に慎重に判断すべきであり、どの教員がハラスメント調査委員会の委員になっているかが明らかになると、特定のハラスメント事案の発生した関係学部の教員が指名されていることが推測され、当該教員の属性を端緒として実施機関の教職員、学生、関係者等が当該ハラスメント事案の当事者を探索し、また、実施機関内で公になっている他の情報と照合する等により当該ハラスメント事案の当事者が推測される

おそれがあると認められる。その結果、関係者がハラスメント等について申告することや調査に応じることに委縮し、実施機関が情報を十分に収集することが困難となるおそれがあることが認められる。

イ したがって、本件情報②は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

(6) 本件情報③について

ア 今後のハラスメント調査の方法、対応等が記載されているため、これらの情報を公にした場合、関係者がハラスメント等について申告することや調査に応じることに委縮し、実施機関が情報を十分に収集することが困難となるおそれがあることが認められる。

イ したがって、本件情報③は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

(7) なお審査請求人は、上記第 4 2 (1) のとおり、議事録の一部だけでも公開すべきであると主張しているため、本件情報④が条例第 7条第 2項に該当するかについて以下検討を行う。

(8) 条例第 7条第 2項は、実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならないと定めたものである。

(9) 本項における当該公開請求の趣旨が損なわれることがないとは、公開請求の趣旨から判断して、請求者の知りたいと思う行政文書の内容が、社会通念に照らした上で客観的に判断して、非公開情報を区分した残りの部分によって十分知り得る場合をいう。

(10) 本件公開請求が、「平成22年度ハラスメント審査会に係る第 1回調査委員会の議事録」であることから、異議申立人は、ハラスメント調査委員会が開催された事実は承知していると考えられる。したがって、本件公開請求の趣旨は、議事録の内容の公開を求めるものであると認められる。その趣旨からすると、社会通念に照らした上で客観的に判断して、

本件情報④のみを公開しても、異議申立人が知りたいと思う行政文書の内容が十分に知り得る場合とは言い難く、本件情報④のみを一部公開する意義は乏しいと認められる。

(11) したがって、本件情報④は、条例第 7条第 2項に該当するとは、認められないため、本件行政文書において一体のものとみなされると認められる。

(12) 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

5 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年12月25日	諮問書の受理
平成28年 1月12日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月 8日	弁明意見書の受理
2月25日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
3月24日	反論意見書の受理
令和 3年 2月26日 (第34回第 2小委員会)	調査審議
9月24日 (第41回第 2小委員会)	調査審議
12月24日 (第44回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第44回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取

令和 4年 4月22日 (第48回第 2小委員会)	調査審議
令和 4年 5月19日 (第49回第 2小委員会)	調査審議
令和 4年 6月 3日 (第50回第 2小委員会)	調査審議
7月 4日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充